

# 新型コロナウイルス感染症対策に 配慮した 避難所運営のポイント (第2版)



- 新型コロナウイルス感染症の影響により、災害時の避難所運営が課題となっています。
- 避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染をも防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要です。
- この動画では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて説明します。

(動画 その1)

## 1. 避難所の開設

(動画 その2)

## 2. 避難者の受付

## 3. 生活ルールの策定

## 4. 情報の受発信

## 5. 食料・物資管理

(動画 その3)

## 6. トイレ・浴室

## 7. 環境改善

## 8. 健康管理

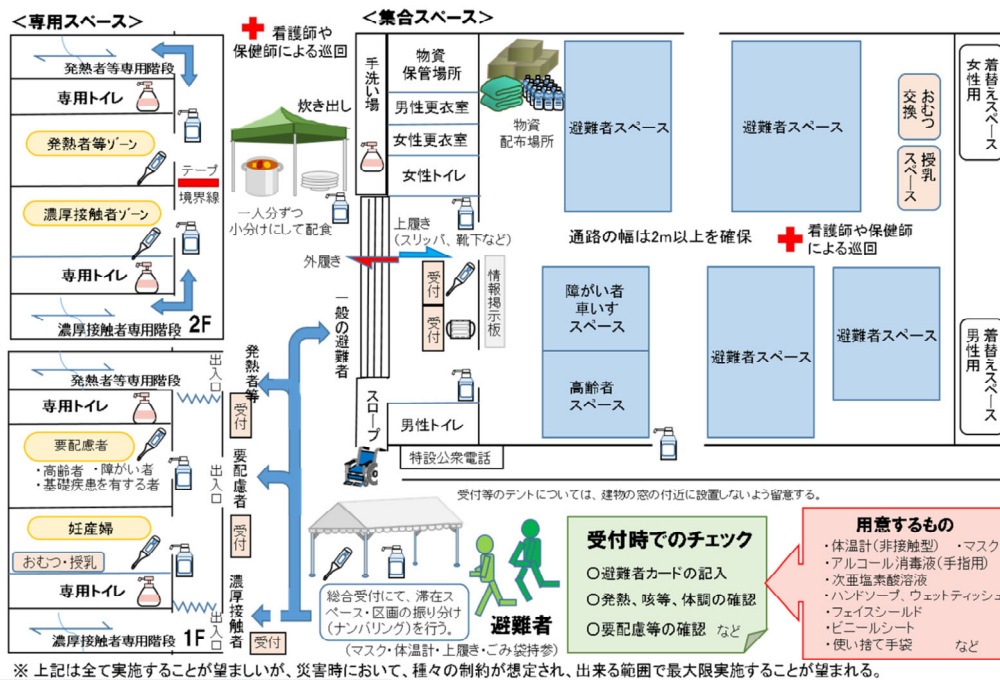
## 9. ペット同行避難者 への対応

## 10. 車両避難者 (車中泊者) への対応



- 避難所の開設・運営における主な業務ごとにポイントを説明します。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、健康管理を担当する保健・衛生・救護班等の役割が大きく増大することが想定されますが、あらゆる担当において感染症対策が必要になってくるため、それぞれの業務について訓練やシミュレーションを行い、必要な人員数等の確認、役割分担、手順、課題やボトルネックを洗い出しておくことが重要です。
- なお、避難所運営に際して通常必要な注意事項は、内閣府「避難所運営ガイドライン」に列記されています。
- 本動画では、感染症対策についての留意事項に重点をおくため、それらの一般的な注意事項については解説しておりませんので、避難所運営ガイドラインについて併せてお読みいただくことを推奨します。
- また、多様な人々への配慮のためにも、女性の視点を取り入れることが必要です。避難所運営の意思決定の場への女性の参画、性暴力・DVの防止、男女ペアによる巡回警備、複合的に脆弱な要素を持つ女性の困難の解消などを意識し、積極的に取り組んでください。

# 1. 避難所の開設：感染症対応時のレイアウト（例）



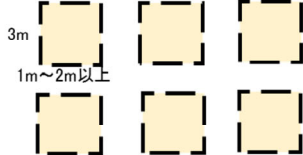
- 感染症対応時のレイアウトについて説明します。
- レイアウトについて保健所等の専門家の確認を得る良い機会であるため、あらかじめ訓練を行い、実装したレイアウトについて、関係者の意見を聞くことを推奨します。
- できるかぎり密になりにくい場所に避難所入口や受付を設置します。
- 掲示板、電話やパソコン設置スペース、充電場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、男女別の更衣室、男女別の洗濯場・物干し場、ゴミ置き場、シャワー等を設置します。それぞれ、密にならないよう、生活ルールの策定等の工夫が必要です。なお、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮してください。
- 食事スペースについては、飛沫感染を防ぐため、できるかぎり占有スペース内にて食事することが望ましく、設置を推奨しませんが、設置をする場合は、順番制にする、向かい合わせの椅子の配置を避ける、消毒を徹底するなど、感染症対策のための運用ルールを作成します。
- 通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにします。可能であれば出口と入口を分けることが望ましいです。

# 1. 避難所の開設：感染症対応時の健康な人の滞在スペース

## 健康な人の滞在スペースのレイアウト（例）

### テープ等による区画表示

(例) 3m 1m~2m以上



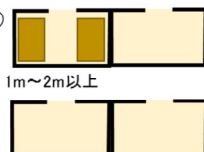
- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

### パーティションを利用した場合

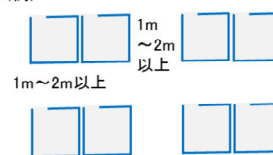
- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)



### テントを利用した場合

(例)



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



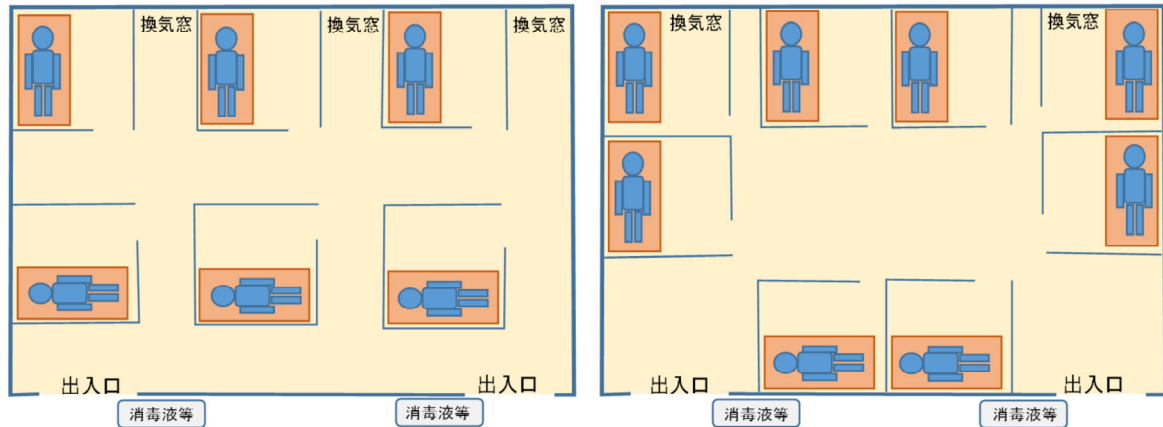
高齢者、基礎疾患を有する人、妊産婦、障害のある人等の要配慮者については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨。

- 感染症対応時の健康な人の滞在スペースについて説明します。
- メジャーと養生テープなどを用意し、通路を確保しながら、占有スペースの範囲を養生テープで明示します。
- 一家族が、目安で3m x 3mの1区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整します。
- 家族間の距離は1m以上あげてください。可能であれば、個人間の距離は2メートル以上あげてください。
- 区画間の通路の幅は1 - 2m以上とします。
- 高齢者、基礎疾患を有する人、妊産婦、障がいのある人等の要配慮者については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内することなどを推奨します。
- パーティションと段ボールベッドなどの簡易ベッドを設置します。パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションを推奨します。
- テントを接して配置する場合は、接した面に通気口などの空気の出入り口がないように留意します。
- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいですが、熱中症対策に十分注意することが必要です。
- 占有スペースの割振りの際は、お住いのコミュニティ、性別、ニーズ、要配慮者の状況などを考慮した割振りに配慮します。
- 区画に番号を振るとその後の避難所管理が容易となります。また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨します。
- 避難者自らが移動できるよう、占有スペースや動線の分かる案内看板などを用意します。
- どこにどの避難者、特に要配慮者がいるのかなどについて確認し、見取図や一覧図を作成します。



# 1. 避難所の開設：感染症対応時の発熱者等専用スペースのレイアウト

## 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用スペースのレイアウト（例）



各個人について可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合でも、パーティションで区切るなどの工夫をして、それぞれ専用のスペースを確保。

- 感染症対応時の発熱者等専用スペースのレイアウトについて説明します。
- 発熱や咳などのある人や濃厚接触者は、一般避難者の占有スペースとは別の棟・階などにある部屋へ案内します。換気ができる部屋であることが必須条件です。
- 各個人について可能な限り個室にすることが望ましいのですが、難しい場合でも、パーティションで区切るなどの工夫をして、それぞれ専用のスペースを確保してください。
- 濃厚接触者ゾーンと発熱者等ゾーンは分けてください。
- パーティションと段ボールベッド等の簡易ベッドを設置します。パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましいです。
- 専用スペースにいる避難者の見守り、食事や物資の供給などを行うための専任スタッフを配置します。
- 区画に番号を振るとその後の避難所管理が容易となります。また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨します。
- 避難者が受付又は一般スペースから専用スペースへ移動する際には、それぞれ独立した動線を確保し、発熱者等専用通路・階段、濃厚接触者専用通路・階段をそれぞれ用意することが望ましいです。
- 別々の通路・階段を用意することが難しい場合は、時間的分離・消毒などの工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行います。ただし、健康な人との兼用は避けてください。

# 1. 避難所の開設:備蓄物資の確認

感染拡大防止も考慮して、足りない備蓄品はないか確認する  
「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用

## 〈主な対応〉

- 物資調達・輸送調整等支援システムの在庫管理機能を活用し、点検結果とシステム上の在庫数量に乖離がある場合は、適宜修正する。
- 備蓄チェックシート(「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」P.56)を活用し、備蓄の確認を行う。
- 不足する物資を災害対策本部へ要請

### 感染拡大防止のための備蓄品の例

マスク等の个人防护具(PPE)、体温計、  
消毒液、ペーパータオル、除菌用ティッシュ、  
パーティション、段ボールベッド等



- 備蓄物資の確認について説明します。
- 災害後に物資を即座に調達することは困難です。
- 避難所における衛生環境対策として、マスク等の个人防护具、体温計、消毒液、パーティション、段ボールベッドなど、必要な物資を平時から確保し、備蓄することがきわめて重要です。
- 備蓄物資の確認には、物資調達・輸送調整等支援システムの在庫管理機能を活用し、確認結果とシステム上の在庫数量に乖離がある場合は、適宜修正します。
- 国は当該システムを用いて被災地方公共団体からの具体的な要請を待たないで、被災地に物資を緊急輸送する「プッシュ型支援」を実施します。備蓄されている物資の在庫状況等を支援の参考にしているため、物資の在庫状況等の入力をお願いします。
- 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」56ページの備蓄チェックシートを活用し、備蓄の確認を行います。
- 避難所開設時には、備蓄されている物資を確認し、不足する物資があれば、災害対策本部へ要請します。

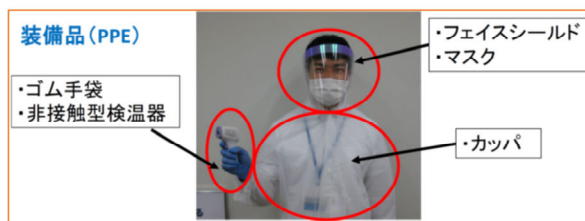
# 1. 避難所の開設：個人用防護具の準備

## 感染症対策として、避難所運営スタッフの個人用防護具（PPE）を準備し、着脱手順や洗浄、消毒手順を確認する

### ● 手袋・マスクの正しい着脱方法

- ① 手指を消毒する。
- ② マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③ 手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。
- ④ 片方の手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ⑤ 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ⑥ 廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦ マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。
- ⑧ マスクのゴム部分をもってマスクを外す。  
マスク本体には触れないよう留意。
- ⑨ 廃棄物入れに距離を保って捨てる。

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」  
[https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2021covid\\_19\\_new2.pdf](https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2021covid_19_new2.pdf)

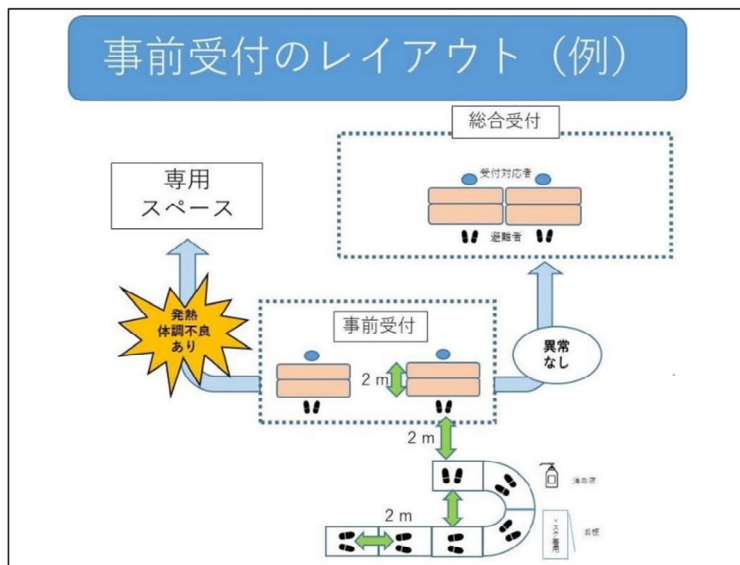


【新型コロナウイルス感染症対策】避難所運営研修会 福島県福島市資料より

- 個人用防護具の準備について説明します。
- 感染症対策として、避難所運営スタッフの個人用防護具が重要です。
- 着脱手順を確認するとともに、使い捨てでないものは、洗浄および消毒手順を確認します。
- 手袋・マスクについては、避難所運営スタッフ自身及び避難者を守るため、感染を防ぐための正しい着脱方法について習熟することが必要です。
- 手袋などを脱ぐときのポイントは、外気に触れた面を素手で触らないことです。この原則を頭において、着脱することが重要となります。
- 手袋・マスクの正しい着脱方法について、防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」にわかりやすく解説されており、おすすめします。スタッフ全員で確認してください。
- 避難所で実際に手袋・マスクを着脱する場所に、着脱手順の図等を張り出し、実施することを推奨します。

## 2. 避難者の受付：受付時の感染症対策

### 事前受付で健康な人と体調不良者を振分け



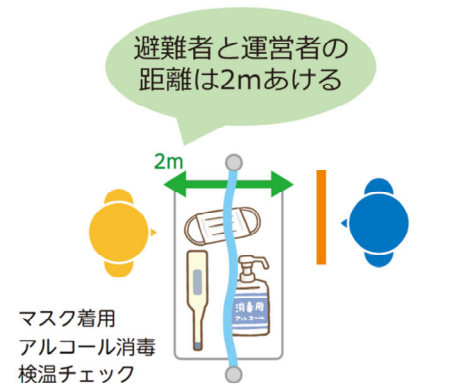
(岐阜県「避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」」より)

- 避難者の受付について説明します。
- 受付時に避難者の体温や体調の確認、要配慮者の確認などを行い、避難者カードを書いてもらいます。
- 受付にはパーティションと消毒液を設置します。
- 避難者が受付に滞留し密にならないよう、受付フローとレイアウトを工夫します。
- たとえば、手指の消毒、検温、問診票（健康チェックリスト）の提出、避難者カードの提出、避難スペースへ誘導といった動線を準備します。
- 発熱や咳などのある人や濃厚接触者を早期に把握するため、先に健康チェックをしてから避難者カードの受付へ進むような流れにすることが望ましいです。
- スペースに余裕があれば、発熱者等や濃厚接触者などについては、一般の受付とは別の受付を用意することを推奨します。
- 気象状況等により、避難者が長時間屋外で受付を待つことが適当でない場合には、発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、専用スペースに一時避難させ、それ以外の避難者は、一時屋内に避難させてから健康チェックを行うことも考えられます。
- 検温や健康チェックなど、受付時にスタッフの役割が大きく増大することが予想されます。また、避難者が滞留し密にならないようにする必要があるので、受付体制の強化が必要となります。
- 訓練などにより、業務フローやスタッフの必要人数の確認をしっかりと行うことが重要です。

## 2. 避難者の受付：受付時の感染症対策

### 〈主な対応〉

- マスク
  - 避難者が持参することを日頃から推奨する。
  - 持参できなかった避難者には、受付で配布
  
- 体温計
  - 避難者が持参することを日頃から推奨する。
  - 持参できなかった避難者には、避難所の体温計で検温
  
- 避難者カード
  - 記入に時間を要さない様式を予め作成する。
  - 必要に応じ、問診票（健康チェックリスト）を別途用意する。



JVOAD避難生活改善に関する専門委員会  
「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」より

- マスクは避難者が持参することを日頃から推奨してください。
- 持参できなかった避難者には、受付に用意して配布します。
- 体温計も避難者が持参することを日頃から推奨してください。
- 持参できなかった避難者には、避難所の体温計で検温します。
- 非接触型の体温計が望ましいですが、接触型の体温計を利用する場合は毎回消毒を実施します。
- 検温は受付混雑の要因となるため、別室などでの対応が望ましいです。
- また、受付混雑の要因とならないよう、記入に時間を要さない避難者カード様式を予め作成します。
- そのほか、必要に応じ、問診票（健康チェックリスト）を別途用意します。
- 避難者カードや健康チェックリストを自治体のホームページに掲載するなど、住民が事前に入手できるようにし、事前に記入して避難所に持ってきてもらうよう促すことも一案です。



## 2. 避難者の受付

### 〈主な対応〉

- 避難者名簿の作成
  - 避難者カードから、避難者名簿を作成
  - 避難者の年齢、性別、要配慮状況等についても把握
  - 発熱・咳等のある人・濃厚接触者など、専用スペースに滞在されている避難者も記載
  - 避難者の中には、DVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿に個人情報の非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底
  
- 災害対策本部への定期報告
  - 避難者人数を報告
  - 発熱・咳等のある人、濃厚接触者の人数や状況も報告



**人権・プライバシーへの配慮！**  
 感染者を排除するのではなく、  
 感染対策上の必要であるという意識をスタッフに徹底



- 避難者カードから、避難者名簿の作成を行います。
- 避難者名簿については、避難者の年齢、性別、要配慮状況などについても把握できるようにします。
- 発熱・咳などのある人、濃厚接触者などの専用スペースに滞在する避難者についても、感染対策として、避難者名簿に記録します。
- 避難者の中には、DVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿に個人情報の非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底します。
- 避難者人数に加えて、発熱・咳などのある人、濃厚接触者などの人数や状況についても、避難所運営リーダー及び災害対策本部に定期報告をします。
- 受付スタッフをはじめとする避難所運営スタッフ全員が、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であるということを認識するよう、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーは避難所運営スタッフ全員に人権配慮・プライバシー意識を徹底させてください。



### 3. 感染症対策に配慮した生活ルール

#### 〈感染症防止のために決めた方がよいルール〉

- 新型コロナウイルス感染症流行時には、全ての人にマスクの着用が推奨されます。
- 手指消毒を徹底する。なお、熱中症対策のため、こまめに水分補給する。
- 人と人の間隔は、できるだけ2 m、最低1 m空けることを意識して過ごすこと。
- 毎日の体温・体調を確認する。
- トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すこと。
- 掃除当番（トイレ清掃等）を決める。
- ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。
- 靴はビニール袋に入れて各自で保管する。
- 洗濯をする際は、家庭ごとに行うことを徹底する。

お互いの距離は **2m 以上**あける



近距離での会話や発声をする

**密接場面**

JVOAD避難生活改善に関する専門委員会  
「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」より

- 感染症対策に配慮した生活ルールについて説明します。
- 受付後、避難所での避難生活が始まりますが、共同生活である避難所では、生活ルールを決めることが重要です。
- 感染症防止のため、決めた方がよいルールには、次のようなものがあります。
- 新型コロナウイルス感染症流行時には、全ての人にマスクの着用が推奨されます。
- 手指の消毒を徹底する。なお、気温が高い場合は、熱中症対策のため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分補給する。
- 人と人の間隔は、できるだけ2 m、最低1 m空けることを意識して過ごすこと。
- 毎日の体温・体調確認する。
- トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すこと。
- トイレ清掃等の掃除当番を決める。
- ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。
- 靴はビニール袋に入れて各自で保管する。
- 洗濯をする際は、家庭ごとに行うことを徹底する。
- ルールを決めたら、掲示板などに張り出すなど、ルールの周知徹底に努めてください。

## 4. 情報の受発信：情報収集手段の確保・管理

情報ニーズが高まる避難生活において、避難者に対し、適時適切に情報提供を行うことができるよう、情報取得手段を確保する

### 〈主な対応〉

- 情報収集手段の確保・避難所内設置
  - 無線・衛星携帯電話等通信設備
  - 無線等情報機器のための電源
  - 戸別受信機（防災ラジオ）、テレビ、ラジオ、パソコン、WIFI等
  - 携帯電話・スマートフォンの充電手段
  - 新聞等

電話やパソコン等の共有物については、消毒液をそばに設置し、定期的な清掃、順番制など密にならない生活ルール作りを行う



情報通信端末（タブレット等）の設置

- 次に、情報の受発信について留意する事項を説明します。
- 避難所では、情報ニーズが高まる避難生活において、避難者に対し適時適切に情報提供を行うことができるよう、情報取得・通信手段を確保します。
- 電話、ラジオ、テレビ、パソコン、携帯電話の充電器などが共用物として設置されていることが多いですが、消毒液をそばに設置し、定期的な清掃・消毒や、順番での利用など密にならない生活ルール作りを行ってください。

## 4. 情報の受発信：避難所内での情報共有

地域の被害情報や復旧情報など様々な情報を避難者に提供・共有する

### 〈主な対応〉

- 避難者向けの情報掲示板の設置
  - 避難所内の掲示場所設置、密にならない工夫
  - 掲示情報の整理（見やすさの検討）
- 各種情報の整理と掲示及び周知
  - 災害対策本部からの支援情報
  - 地域の被害、ライフラインの復旧情報
  - ボランティア支援等に関する情報
  - 感染症関係の情報
- 地域の復旧見込み等の説明会開催



- 地域の被害情報や復旧情報など様々な情報を避難者に提供し、共有するため、避難者向けの情報掲示板を設置します。
- 養生テープで掲示板周りを囲って、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなど、掲示板周辺が密にならない工夫をしてください。
- また、災害情報のみならず、感染症情報等についても最新の情報提供に努めてください。
- 新型コロナウイルス感染症について避難者は大変心配していることが想定されるので、丁寧かつ最新の情報提供を心掛けてください。

## 5. 食料・物資管理：感染症に配慮した食料配布

### 〈主な対応〉

- ケータリング・調理・炊き出し
  - ケータリングの場合、手配の手順を確認
  - 調理する場合、調理スタッフは、マスクと衛生手袋着用を徹底 等
- 配食
  - 一人分ずつ小分けにして配食
  - 順番制等、密を避ける工夫
  - 食事前の手指消毒の徹底
  - 発熱・咳等のある人や濃厚接触者には専用スペースへ配食
  - 車両避難者や在宅避難者への配布方法も検討
- 食後
  - 使い捨て容器は、避難者が自分でゴミ袋に密閉し、担当者が回収
  - 炊事場は使用後に必ず清掃、消毒

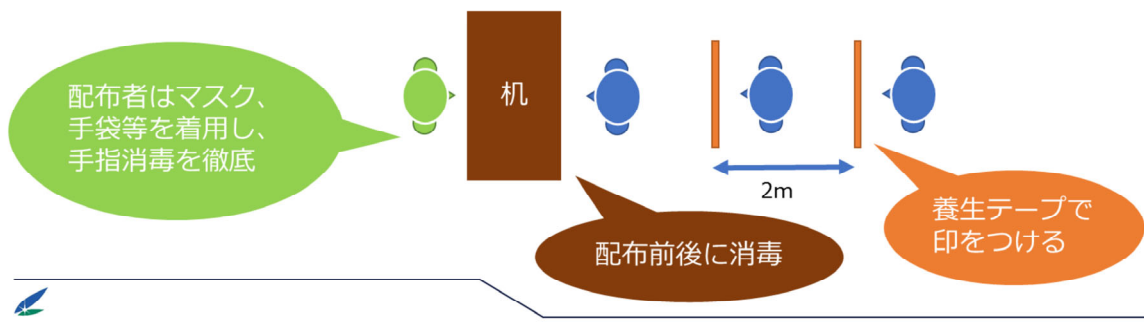


- 次に、食事について説明します。
- ケータリングの場合は、手配の手順を確認します。
- 調理する場合、調理スタッフは、マスクに加えて、衛生手袋を着用し、作業台や配膳箱などを事前に消毒します。
- 配食に際しては、一人分ずつ容器に盛り付け、輪ゴムをし、割りばしを添えてセットし、配食します。
- 容器や食器は使い捨てを推奨します。使い捨て食器が十分調達できない場合は、食器をラッピングするなどの工夫をして、1回ごとに取り換えて再利用を行います。
- 食器の再利用を行う場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄することを生活ルールとして定めてください。
- 受取りを順番制にするなど、配食時の密を避けるための工夫をしてください。
- 避難者が食事の前の手指の消毒を容易にできるようにします。
- 食事スペースを設置している場合、密にならないよう、時間をずらす、いすの配置を互い違いにするなどの工夫をします。
- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者については、専用スペースに配食します。手渡しではなく、置き配をする等してください。
- 車両避難者や在宅避難者への配布方法についても検討することが必要です。
- 食後の食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、担当者が回収するようにします。
- 炊事場は使用後に必ず清掃、消毒してください。

## 5. 食料・物資管理：感染症に配慮した物資配布

### 〈主な対応〉

- 避難者に並んでもらう場合、密にならない工夫をする。
  - 2メートル間隔で並べるように養生テープで印をつけるなど、動線を明示し、誘導する。
- 配布前後に機の消毒を徹底する。
- 配布者はマスク、手袋等を着用し、手指消毒を徹底する。
- 女性用品について、配布場所を設けることや女性による配布を行うことなど、女性と男性のニーズの違い等に十分配慮する。



- 物資の配布の際にも、密にならない工夫をします。
- 2メートル間隔で並べるように養生テープで印をつけるなど、動線を明示し、避難者を誘導します。
- 物資を配布する前後に機の消毒を徹底します。
- 配布スタッフはマスク、手袋などを着用し、手指消毒を徹底してください。
- 女性用品について、配布場所を設けることや女性による配布を行うことなど、女性と男性のニーズの違い等に配慮します。



## 6. トイレ・浴室の感染症対策：トイレ、シャワー、浴室の設置

### 〈主な対応〉

- 手指消毒等を行うスペースをトイレ近辺に設置
- トイレサンダル、ペーパー等の備品の確認
- トイレごとに利用者を決め、決められたトイレを使うことを推奨
- 女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ、多く設置
- トイレ前で密にならないルールづくり
- 密にならない入浴ルールを決める

#### それぞれ別に設置

発熱者等専用トイレ、シャワー、浴室

濃厚接触者専用トイレ、シャワー、浴室

一般トイレ、シャワー、浴室

#### どうしても兼用が避けられない場合

- 順番制など、密にならない生活ルールづくり  
(健康な人→濃厚接触者→発熱者等)

- 次に、トイレ・浴室について説明します。
- 石けんと流水での手洗いまたは手指消毒等の手指衛生を行うスペースをトイレの近辺に確保しているか確認します。
- トイレサンダル、ペーパーなどの備品について確認します。
- 発熱者などの専用トイレ、シャワー、浴室、濃厚接触者の専用トイレ、シャワー、浴室は一般のトイレ、シャワー、浴室と別にそれぞれ設置します。
- 発熱者などの専用トイレ、シャワー、浴室と濃厚接触者の専用トイレ、シャワー、浴室とを別々に設置することが難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行います。
- ただし、健康な人の一般トイレとの兼用は避けてください。
- 一般避難者についても、トイレごとに利用者を決め、決められたトイレを使うことを推奨します。
- 特に、男性、女性、高齢者、車いすの利用者などについて、別のトイレを設置することを推奨します。
- 女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ、多く設置します。スフィアハンドブック2018では、女性用トイレと男性用トイレの割合は3：1が推奨されています。
- また、順番待ちなどのために、トイレの前で密にならないようなルールづくりを工夫してください。
- 健康な避難者であっても、集団では入らないなど、密にならない入浴ルールを定めてください。



## 6. トイレ・浴室の感染症対策：トイレ、シャワー、浴室の掃除

### 〈主な対応〉

- トイレは定期的に換気し、掃除、消毒をこまめに実施（1日3回以上の掃除・消毒を推奨）
- トイレの消毒・清掃に使用する消毒液は次のとおり
  - 健康な避難者の使用後
    - 次亜塩素酸ナトリウム又は亜塩素酸水
  - 発熱・咳等のある人、濃厚接触者、軽症者などの使用後
    - 次亜塩素酸ナトリウム、
    - アルコール（70%）又は亜塩素酸水
- シャワー、浴室において、手すりなど手がよく触れる場所の消毒
- 湯船や洗い場の清掃の徹底



トイレの清掃・除菌すべき箇所



掃除をする時の装備

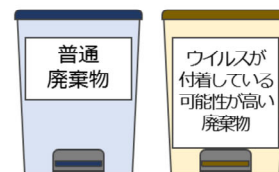
JVOAD避難生活改善に関する専門委員会  
「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」より

- 次に、トイレ、シャワー、浴室の掃除について説明します。
- 定期的にトイレの換気が必要であり、掃除や消毒もこまめに行います。目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回以上の複数回の掃除・消毒が望ましいです。
- トイレの消毒・清掃に使用する消毒液について、健康な避難者の使用後は、次亜塩素酸ナトリウム又は亜塩素酸水を使用します。発熱・咳等のある人、濃厚接触者、軽症者などの使用後は、次亜塩素酸ナトリウム、70%のアルコール又は亜塩素酸水を使用します。
- シャワー、浴室は、手すりなど手がよく触れる場所の消毒、湯船や洗い場の清掃を徹底します。

## 7. 環境改善：感染症に配慮したゴミの分別・集積・処分

### 〈主な対応〉

- 普通廃棄物とウイルスが付着している可能性が高い廃棄物は分ける
- ウイルスが付着している可能性が高い廃棄物の取扱いに配慮（注意事項の明示等）



### 新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてからしっかり縛って出しましょう。万一、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとはしっかり手を洗いましょう!**

石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



環境省「新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方」  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/leaflet6.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet6.pdf)

- 次に、避難所の環境改善について説明します。
- まず、ゴミの取り扱いについて、普通廃棄物と専用スペース等から出るウイルスが付着している可能性が高い廃棄物は分けてください。
- 使用済のマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いモノについては、特に慎重に扱います。
- 専用スペース等から出るウイルスが付着している可能性が高い廃棄物については、注意事項を明示するなど、取扱方法に配慮が必要です。

## 7. 環境改善：避難所の掃除・整理整頓

換気、消毒に配慮しつつ、避難者同士が協力して定期的な清掃を行うなど、衛生管理に努める

### <主な対応>

- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行うようにする。
- ドアノブ・手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒
- 避難所の掃除（共用スペース、居住スペース、トイレ等）



### <留意点>

- 避難所の掃除は、避難者が交代制で定期的に掃除する。
- 占有スペースは、避難者各自が1日1回定時に掃除する生活ルールを定める。



- 避難所内を衛生的に保つため、避難者同士が協力して定期的な清掃や占有スペースの整理整頓が行われるよう、衛生管理に努めることが重要です。
- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行うようにします。30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることが目安です。なお、気候、天候や室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について保健福祉部局や保健所と相談します。
- ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒します。
- 共用スペース、居住スペース、トイレなど避難所内の掃除のみならず、出入口、ゴミ置き場など避難所周辺エリアの掃除も実施します。避難者が交代制で定期的な掃除を実施するように工夫してください。
- 占有スペースの掃除は、避難者各自が行うようにし、1日1回、定時に掃除・整理整頓時間を設定し、実施するように生活ルールを定めます。

## 7. 環境改善：消毒

### 消毒方法について

習熟しておくことが必要である。

#### 〈主な実施事項〉

- 消毒液（消毒用エタノール、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）を使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、テーブル、壁などの環境を消毒する。
- 消毒液は、目的にあった製品を、正しく選び、正しい方法で使用する。



JVOAD避難生活改善に関する専門委員会  
「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」より

参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

参考：防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

[https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2021covid\\_19\\_new2.pdf](https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2021covid_19_new2.pdf)

- 消毒液（消毒用エタノール、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）を使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、テーブル、壁などの環境を消毒します。
- 消毒液は、目的にあった製品を、正しく選び、正しい方法で使用します。
- 消毒の際には、マスク、目の防護具、手首を覆えるもので、使い捨てビニール手袋などの掃除用手袋を適切に選択し、着用します。
- なお、消毒方法については、厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」や防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」などにわかりやすく解説されており、おすすめします。スタッフ全員で確認してください。

## 8. 健康管理：毎日の健康管理

毎日の体温・体調チェック、心のケアなど、避難者の心身の状態に丁寧に気を配る

### 〈主な対応〉

- 定期的な換気等の環境改善
- こまめな手洗いの励行、避難所内の土足厳禁、トイレにおける靴の履き替え等の生活ルールづくり
- 毎日の体温・体調チェック
- 保健師等による定期的な見回り
- 心のケア（相談窓口開設）
- 深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防：軽い運動等の実施の推奨



換気



手洗い



咳エチケット



- 健康管理としては、これまでも述べましたが、定期的な換気などの環境改善、手洗いなどの徹底などの生活ルールづくりなどを基本としつつ、加えて、避難者による毎日の体温、体調のチェック、運営スタッフによる状況確認などを徹底します。
- また、ソーシャル・ディスタンスの維持のため、通常よりも避難者は孤独に陥りがちになることも懸念されます。電話やSNSなどを活用しつつ、心のケアへの配慮が必要です。
- 深部静脈血栓症いわゆるエコノミークラス症候群の予防に配慮し、軽い運動の実施を推奨してください。



## 8. 健康管理：発熱・咳などのある人や濃厚接触者への対応

発熱・咳などのある人や濃厚接触者への対応を検討する。

### 〈主な対応〉

- 専用スペースに案内した発熱者等、濃厚接触者に対し、保健師等による問診・応急手当を行い、結果を避難所運営リーダーへ報告するとともに保健所等へ連絡・相談
- 保健所等の指示に従い、移送先への案内・搬送の補助を行う

### 留意点

- 避難者の体調急変時や新型コロナウイルス感染が判明した場合、保健所と連携し対応する
- 一般避難者が専用スペースに移動した場合、当該者の専用スペースを消毒する
- 要配慮者であるスタッフが、専用スペースでの対応をすることは避けること
- **自宅療養者又は濃厚接触者の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、災害時の対応の検討、役割分担の調整等を行い、あらかじめ、自宅療養者等の避難方法等を決め、伝えておくことが重要です。**

令和2年7月8日付け事務連絡「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」参照

- 発熱・咳などのある人や濃厚接触者が来所した場合又は避難所で熱などを発症した場合の対応を事前に決めておきます。
- 濃厚接触者や発熱・咳などのある人を対応する際には、専用スペースにて対応となります。
- 専用スペースのスタッフは専任とし、マスク、手袋、目の防護具を適切に選択し、着用してください。
- 保健師・看護師・医師などの巡回による問診や応急手当を行い、結果を避難所運営リーダーへ報告します。
- それと同時に、保健所や都道府県の保健福祉部局へ連絡・相談します。
- そして、保健福祉部局の指示のもと、移送先への案内や移送の補助を行います。
- 事前に、保健福祉部局と連携し、どこへ避難者を移送するかを検討しておくことが重要です。
- 避難者の体調急変時や、新型コロナウイルス感染が避難所にて又は退所後すぐに確認された時には、保健所と連携し、行うべきことを確認します。
- また、本人及び家族などの関係者からその方の行動履歴を聴取します。
- 自宅療養者又は濃厚接触者の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、災害時の対応の検討、役割分担の調整等を行い、あらかじめ、自宅療養者等の避難方法等を決め、伝えておくことが重要です。



## 9. ペット同行避難者への対応

### ペット同行避難者への対応を検討する。

#### 〈主な対応〉

- 動物が苦手な人やアレルギーのある人等に配慮し、ペット専用スペースの確保
- 同行避難動物登録票等に同行避難動物について記入してもらい、避難状況を把握
- 飼養ルールや衛生管理の方法等について飼い主に説明

#### 留意点

- 飼い主自身がペットの適正な飼養に努めること
- 動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、ケージを利用して他の動物が視界に入らないようにする
- ペット同行避難時のルールの周知、掲示



- 動物が苦手な人やアレルギーのある人等に配慮し、避難者が生活する場所とは別の場所にペット専用スペースを確保することが望ましいです。
- 同行避難動物登録票等に同行避難動物について記入してもらい、避難状況を把握します。
- 避難所でのトラブル防止のため、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めることなど、飼養ルールや衛生管理の方法等について飼い主に説明します。
- 動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、ケージを利用して他の動物が視界に入らないようにします。
- ペット同行避難時のルールを事前に周知し、避難所において掲示します。周知する事項の例としては、飼養場所、ゲージの有無、提供物資、給餌・後片付け、保清・汚物等の処理などが考えられます。

## 10. 車両避難者（車中泊者）への対応

やむをえず車両避難をしている人（車中泊者）への対応を検討する。

### 〈主な対応〉

- 物資の配布等を通じ、避難者の情報を把握
- 感染症対策として、車と車の間のスペースを十分とるよう案内
- 保健師等の巡回

### 留意点

- 感染症のほか、熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）へも留意
- 物資や食料配布の周知・配布方法の検討
- 受付場所を設置する場合は、密にならないように配慮



- 車両避難者（車中泊者）への対応について説明します。
- 駐車スペースがある避難所では、ペット同伴やプライバシー確保など様々な理由により車両避難を選択される避難者がいます。
- 感染症が拡大している場合には、車両避難を選択する方が増えることが懸念されます。
- 物資の配布等を通じ、避難者の情報を把握します。
- 感染症対策として、車と車の間のスペースを十分とるようご案内します。
- 車両避難者に対しては、保健師などが定期的に巡回することが必要です。
- 感染症のほか、熱中症や深部静脈血栓症いわゆるエコノミークラス症候群へも留意してください。
- また、夜間の安全確保にも注意してください。
- 物資や食料についても、周知や配布をどのように行うか、予め検討しておくことが必要です。
- 受付場所を設置する場合は、密にならないように配慮します。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン 25  
 令和2年6月8日発簡（令和3年6月16日第3版）内閣府（防災）・消防庁・厚生労働省・環境省連名通知

- 自治体関係部局や自主防災組織を対象とし、感染症拡大防止のために訓練で確認すべき事項を列記
- 訓練を通して、防災担当部局と保健福祉部局、保健所、消防等との連携に係る課題を確認

<p><b>避難所開設訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 避難所運営スタッフのPPE（個人用防護具）、マスク着用の徹底</li> </ul> <p><b>避難者受入訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 密にならない受入手順の確認、体温・体調確認、濃厚接触者等が来所した場合の専用スペースへの受入れ、自宅療養者等の被災に備え防災部局と保健福祉部局及び保健所が連携して役割分担の調整</li> </ul> <p><b>避難者割振訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 避難所ゾーニング・区画ナンバリング、パーティション設置（レイアウト図の例示）</li> </ul> <p><b>情報受発信訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 感染症情報についても避難者に情報共有</li> </ul> <p><b>生活ルール策定訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マスク着用、毎日の体温・体調確認、清掃等</li> </ul> <p><b>避難所運営会議訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 諸課題について対処方針を協議</li> </ul> <p><b>ペット同行避難者対応訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ペット避難スペース確保、ペットを伴った避難ルールの周知</li> </ul>	<p><b>保健・衛生・救護訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保健師巡回</li> <li>✓ 毎日の体調チェック</li> <li>✓ 濃厚接触者等が来所した場合の対応確認</li> <li>✓ 保健所・医療機関・ホテル等との連携</li> </ul>	<p><b>施設環境整備訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 気候等に応じた定期的換気</li> <li>✓ 共用箇所の消毒</li> <li>✓ トイレ・シャワー・浴室の利用者区分</li> <li>✓ トイレの清掃・消毒</li> <li>✓ 廃棄物の取扱い</li> </ul>
<p><b>車両避難者への対応訓練（車中泊を含む。）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 受付、密を避ける駐車位置指定、健康指導、ルール周知</li> </ul>	<p><b>食料配布・炊出し訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調理者のPPE</li> <li>✓ 調理台の消毒</li> <li>✓ 小分けで配食</li> <li>✓ 使い捨て容器の利用</li> <li>✓ 車両避難者や在宅避難者への配布方法検討</li> </ul>	<p><b>物資受入・配布訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 感染防止備蓄物資の確認</li> <li>✓ 物資配布時に密にならない工夫</li> <li>✓ 配布スタッフのPPE</li> <li>✓ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用</li> </ul>
<p><b>事例集を同時に発出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コロナ禍であっても感染症対策や訓練方法を工夫して避難所開設・運営訓練を実施した事例を紹介</li> </ul>		

※女性への配慮（女性の視点を取り入れた運営訓練、避難所運営の意思決定の場への女性参画、性暴力・DVの防止）等を明記

- 内閣府・消防庁・厚生労働省・環境省では、令和3年6月16日付で「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」を発表しております。
- 防災担当部局だけでなく保健福祉部局、保健所、消防、自主防災組織などと一緒に訓練を実施し、スタッフの必要人数、役割分担、手順、課題、連携の在り方などについて検討を進め、いざというときのために備えて下さい。

○ 経緯・目的

- 内閣府と関係省庁では令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を发出し、訓練の積極的な実施により、避難所運営の手順や課題等の確認等につとめることが望ましいことを、各地方公共団体に周知。
- 令和2年度中に、避難所開設運営訓練が多数実施された一方で、コロナ禍のため、なおも多くの地方公共団体が、訓練の実施をためらっていると考えられる。
- そこで、各地方公共団体での避難所開設運営訓練の一助とするため、内閣府では、避難所開設運営訓練の事例集を作成し发出することとしたもの。
- 当該事例集も参考にしつつ、各地方公共団体においては、それぞれの実情に応じて避難所開設運営訓練を企画・実施することで、防災力の向上を図ることを期待。

○ 内容

- 内閣府より、地方公共団体への聞き取り等をもとに、21事例を掲載。
- 1事例(1地方公共団体)ごとに1枚に整理し、ポイント等を分かりやすく提示。
- 3つの項目別に分類。
  - 訓練方法を工夫して感染症対策について行政職員等のスキルアップを図った訓練
  - デジタル技術等を活用して効率的な感染症対策を進めた訓練
  - 住民組織や関係機関と連携して住民への感染症対策の普及を図った訓練

- 「訓練ガイドライン」の改正(第3版の发出)に合わせて、事例集を发出。
- 情報の共有による各地方公共団体の防災力の向上を図る観点から、今後とも、事例集の更新を行う。

埼玉県川口市 訓練方法を工夫して感染症対策について行政職員等のスキルアップを図った訓練

**座学と実動訓練を組み合わせた訓練**

**ポイント**

- 感染症対策に配慮した避難所開設・運営を初めて行うため、座学で基本事項を確認した後に実動訓練を行っています
- 新型コロナウイルス感染症対策として訓練参加人数を絞ったため、後日、ビデオ撮影した訓練の様子を公開し、参加者以外も避難所の新型コロナウイルス感染症対策を学習しています

**訓練日時:** 令和2年10月25日(日) 10:00~12:00  
**実施場所:** 十二月田中学校・十二月田小学校  
**参加者:** 各町会自治会95人・学校職員26人・避難所担当職員31人  
**訓練概要:** 座学:新型コロナウイルス感染症対策での避難所運営のポイント  
 避難所開設・運営訓練 ①避難者受付時の感染症対策  
 ②一般避難者用エリア受付要領と区画割り  
 ③発熱者専用エリア受付要領と区画割り

**特徴**

- 座学で基本事項を確認した後、実動訓練で体験するという構成
- 訓練をビデオ撮影し視聴者用に編集し後日公開

**教訓と課題**

- 受付時に1つの机で検温→健康チェック→手指消毒を実施すると、動線がわかりやすいという長所があるが、「密」になるとともに時間がかるという短所も明らかになった
- 感染症対策は運営側だけでなく、避難者の協力も不可欠
- 保健部門の職員以外でも発熱者等への対応が必要のため、運営側の感染症対策についての訓練が必要
- 感染症対策を徹底するための人員確保

**今後の展開**

- 基本的な感染症対策を参考に各避難所の特徴や状況にあわせて応用していくことが必要(避難所開設時の感染症対策の動画等を作成してHPで公開予定)

一般避難者用エリア区画割り

避難者受付時の感染症対策

新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所開設・運営訓練事例

- 内閣府では、令和3年6月16日付で「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練事例集」を发表しております。
- 本事例集は、「訓練方法を工夫して感染症対策について行政職員等のスキルアップを図った訓練」「デジタル技術等を活用して効率的な感染症対策を進めた訓練」「住民組織や関係機関と連携して住民への感染症対策の普及を図った訓練」など、特色のある項目別にまとめ、紹介しています。
- 1事例ごとに1枚のシートに整理し、他地方公共団体が訓練の企画上参考となるポイント等を分かりやすく示しておりますので、ご参照いただき、避難所開設運営訓練の企画の一助となれば幸いです。

## さいごに

- 避難所における新型コロナウイルス感染症についての内閣府等からの各種通知をはじめ、役に立つ情報を内閣府防災情報のページにまとめております。
- 随時更新しておりますので、最新情報をチェックしてください。

<http://www.bousai.go.jp/>



- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策について内閣府防災情報のページにて公開しておりますので、ぜひご覧ください。